争議行為の予告について

自交総連東京地方連合会東京福祉バス従業員組合執行委員長金澤一茂から争議行為を行う旨の通知が令和2年7月16日にあったので、労働関係調整法施行令(昭和21年勅令第478号)第10条の4第4項の規定に基づき、その概要を次のとおり公表する。

令和2年7月21日

東京都知事 小 池 百合子

一 事件

賃金引上げ等の要求に関する件

二日時

四 種類

令和2年7月27日以降問題解決に至るまでの間

三 場所及び所在地

東京福祉バス株式会社本社 荒川区南千住五丁目21番1号 東京福祉バス株式会社足立営業所 足立区入谷四丁目17番16号 東京福祉バス株式会社練馬営業所 練馬区南大泉五丁目18番15号 東京福祉バス株式会社江東営業所 江戸川区臨海町六丁目1番1号 東京福祉バス株式会社世田谷営業所 世田谷区成城三丁目18番5号

前項記載の全職場において、連続的あるいは断続的にあらゆる形での 争議行為を単独または共同で実施する。(以上原文のまま掲載)